

福岡県公報

令和二年九月四日
第百三十三号
増刊
①

目次

告示

○公職選挙法事務取扱規程の一部改正

(市町村支援課) ……………一

告示

福岡県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年九月四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務取扱規程(平成十二年五月二十九日福岡県選挙管理委員会告示第五十

号)の一部を次のように改正する。

第五十四号様式その一及びその二を次のとおり改める。

第五十四号様式

その一(衆議院小選挙区選出議員選挙の場合)

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第何区選挙長 氏 名 印

何市(区町村)選挙管理委員会委員長 殿

候補者住所地市(区町村)選挙管理委員会委員長 殿

候補者住所地市(区町村)長 殿

合区における開票管理者 殿

候補者届出について

何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第何区において、次のように候補者届出があったので、公職選挙法施行令第九十条第一項の規定により通知します。

届出 順位	届出 年月日	候補者届出政党		候補者				摘要	
		政党の名称	一のウェブサイト等のアドレス	ふりがな 候補者氏名 (本名)	本籍	住所	生年月日 (満歳)		職業 一のウェブサイト等のアドレス
							(満歳)		
							(満歳)		

備考

- 一 「候補者届出政党」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称等を、本人届出及び推薦届出については「(本人届出)」「(推薦届出)」と括弧内にその旨を記載すること。
- 二 候補者氏名欄については、令第八十八条第七項又は第八項の規定により通称を認定したときは、当該通称を記載し、併せて戸籍名を記載すること。

その二(衆議院小選挙区選出議員及び比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合)

何市(区町村)選挙管理委員会委員長 殿

候補者住所地市(区町村)選挙管理委員会委員長 殿

候補者住所地市(区町村)長 殿

合区における開票管理者 殿

候補者届出について

何年何月何日執行の何選挙につき(何選挙区において)、次のように候補者届出があつたので、公職選挙法施行令第九十二条第十項の規定により通知します。

届出 順位	届出 年月日	届出 の別	候補者				概要	
			ふりがな 候補者氏名 (本名)	本籍	住所	生年月日 (満歳)		党派 職業
						(満歳)		
						(満歳)		

備考

- 一 届出の別欄は、本人届出又は推薦届出の別を記載すること。
- 二 氏名欄については、令第八十九条第五項の規定により通称を認定したときは、当該通称を記載し、併せて戸籍名を記載すること。
- 三 立候補届出書に記載された政党その他の政治団体の名称が、字数二十字を超える場合は、令第八十九条第四項の規定による略称を「略称何々」と記載すること。

何選挙長 氏 名 印

第五十五号様式その一及びその二を次のとおり改める。

第五十五号様式

その一(衆議院小選挙区選出議員選挙の場合)

市(区町村)選挙管理委員会委員長 印

何投票管理者 殿

何開票管理者 殿

候補者立候補(辞退)(死亡)(届出の却下)について

何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第何区において、次のとおり政党届出(本人届出)(推薦届出)があった(候補者を辞退した)(死亡した)(公職選挙法第八十六条第九項の規定によりその届出を却下された)(公職の候補者となることができない公務員何々となつたため公職選挙法第九十一条第一項又は第二項若しくは公職選挙法第百三条第四項の規定により候補者であることを辞退したものとみなされた)旨選挙長から通知があったので公職選挙法施行令第九十二条第二項の規定により通知します。

届出 届出	届出 年月日	候補者届出政党		候補者			摘要					
		政党の名称	一のウェブサイト ト等のアドレス	候補者氏名 (本名)	本籍	住所		生年月日	職業	一のウェブサイト ト等のアドレス		
							(満歳)					
							(満歳)					

備考

- 一 辞退、死亡、届出の却下又は辞退とみなされた場合は、候補者の氏名及び住所(候補者届出政党に係る候補者にあつては、当該候補者届出政党の名称)のみを記載すること。この場合において、辞退等の理由及びその年月日は、摘要欄に記載すること。
- 二 氏名欄等については、第五十四号様式備考を参照のこと。

その二(衆議院小選挙区選出議員及び比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合)

市(区町村)選挙管理委員会委員長 印

何投票管理者 殿
何開票管理者 殿

候補者立候補(辞退)(死亡)(届出の却下)について

何年何月何日執行の何選挙につき(何選挙区において、次のとおり本人届出(推薦届出)があった(候補者を辞退した)(死亡した)(公職選挙法第八十六条の四第九項の規定によりその届出を却下された)(公職の候補者となることのできない公務員何々となつたため公職選挙法第九十一条第二項又は公職選挙法第百三条第四項の規定により候補者であることを辞退したものとみなされた)旨選挙長から通知があったので公職選挙法施行令第九十二条第十項の規定により通知します。

届出 順位	届出 年月日	届出 の別	候補者				摘要		
			ふりがな 候補者氏名 (本名)	本籍	住所	生年月日 (満歳)		党派 職業 一のウェブサイト ト等のアドレス	
						(満歳)			
						(満歳)			

備考

- 一 辞退、死亡、届出の却下又は辞退とみなされた場合は、候補者の氏名及び住所のみを記載すること。この場合において、辞退等の理由及びその年月日は、摘要欄に記載すること。
- 二 氏名欄等については、第五十四号様式備考を参照のこと。

第六十七号様式その一及びその二を次のとおり改める。

第六十七号様式

その一(衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補届出の場合)

告示第何号

何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第何区において、次のように候補者の届出があった。

年 月 日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第何区選挙長 氏 名

届出 順位	届出 年月日	候補者届出政党		候補者				摘要
		政党の名称	一のウェブサイト等のアドレス	ふりがな	住所	年齢	職業	

備考

- 一 「候補者届出政党」の欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称等を記載し、本人届出及び推薦届出については空欄とすること。
- 二 候補者氏名欄については、令第八十八条第七項又は第八項の規定により通称を認定したときは、当該通称を記載すること。
- 三 住所欄については、住所の市区町村まで(指定都市は行政区まで)記載すること。

その二(衆議院小選挙区選出議員及び比例代表選出議員の選挙以外の選挙の立候補届出の場合)
 告示第何号
 何年何月何日執行の何選挙につき(何選挙区において)、次のように候補者の届出があった。
 年 月 日

何選挙長氏 名

		届出 順位	届出 年月日	届出 の別	候補者氏名	ふりがな	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイト等のアドレス	概要

- 備考
- 一 届出の別欄は、本人届出又は推薦届出の別を記載すること。
 - 二 氏名欄については、令第八十九条第五項の規定により通称を認定したときは、当該通称を記載すること。
 - 三 立候補届出書に記載された政党その他の政治団体の名称が、字数二十字を超える場合は、令第八十九条第四項の規定による略称を「略称何々」と記載すること。
 - 四 住所欄については、住所の市区町村まで(指定都市は行政区まで)記載すること。

附則

この告示は、公布の日から施行する。